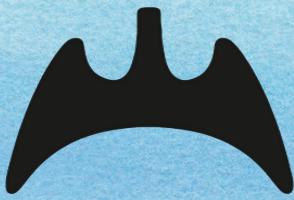


おくやみガイド
～各種手続のご案内～



福山市



ご遺族へ



大切なご家族様のご逝去に心からお悔やみ申し上げます。

ご遺族様におかれましては、今後様々なお手続があると存じます。

福山市では、市役所手続を中心にまとめた「おくやみガイド」を作成しました。

また、福山市では亡くなられた人に関する市役所での必要な手続をまとめて行える

「おくやみワンストップ窓口(P.13～P.14 参照)」を福山市役所本庁舎1階(市民課)に設置していますので、

ぜひご利用ください。

すべてをご案内できるものではありませんが、少しでもお役立ていただければ幸いです。

福山市役所



もくじ

身近な人が亡くなった後の手続等の一般的な流れ（目安）	P.3～P.4
死亡に伴う各種手続チェックリスト	P.5～P.6
少し落ち着いてから行う市役所外での手続チェックリスト	P.7
問い合わせ先一覧	P.9～P.10
市役所、支所等の案内図	P.11～P.12
おくやみワンストップ窓口	P.13～P.14
書かない窓口システム	P.15
委任状	P.16～P.17
各種手続	
1. 住民登録に関する手続	P.19～P.20
2. 健康保険に関する手続	P.21～P.24
3. 年金に関する手続	P.25～P.27
4. 税金に関する手続	P.28～P.31
5. 介護保険に関する手続	P.32
6. 福祉に関する手続	P.33～P.39
7. 子どもに関する手続	P.40～P.42
8. その他の手続	P.43～P.50
相続に関する手続チェックリスト	P.51～P.52
家系図	P.53
故人の財産について	P.54
法務局からのご案内	P.55～P.56



身近な人が亡くなった後の手続等の一般的な流れ（目安）

手続の流れ

チェックリスト

問い合わせ先一覧

各種案内

委任状

各種手続

期限	届出・手続	窓口
7日以内	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届の提出 (※火葬が終わっている場合は、死亡届はすでに提出されています) ○世帯主変更届の提出 	市民課・支所
14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ○国民健康保険の加入手続（亡くなられた人の健康保険の扶養家族だった人） ○特別障がい者手当、障がい児福祉手当、経過的福祉手当資格喪失届の提出 ○未払特別児童扶養手当請求書・受給者死亡届の提出、特別児童扶養手当証書の返却 ○重度障がい者医療費受給者証の返却 ○児童扶養手当受給者の死亡届の提出 ○税金の相続人代表者指定届の提出 ○葬祭費の申請 ○各種保険証等の返却、健康保険の相続人による異送付先届の提出 (必要であれば) ○年金に関する手続 ○市税の納付に関する手続 ○心身障がい者扶養共済制度の年金（扶養年金）を利用していた人の手続 ○手帳（身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳）の返却 ○自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院）受給者証の返却 ○介護保険被保険証等の返却、相続人による異送付先届の提出 (必要であれば) ○保護者の変更手続（小・中・義務教育学校） ○特定医療費（指定難病）受給者証の返却、小児慢性特定疾病受給者証の返却 ○相続人調査 ○遺言調査 ○遺言書の検認（自宅保管の場合） ○相続財産調査 	市民課・支所 市民課・支所 保険年金課・支所 障がい福祉課・支所 ネウボラ推進課・支所 市民税課・資産税課 各保険者 年金事務所・保険年金課・支所 納稅課 障がい福祉課・支所 介護保険課・支所 学事課・支所 保健予防課（すこやかセンター）・支所 公証役場・法務局・自宅 家庭裁判所 税制課 軽自動車検査協会・福山自動車検査登録事務所 ネウボラ推進課・支所
速やかに	<ul style="list-style-type: none"> ○原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車の名義変更手続 ○自動車・125cc超のバイクの名義変更手続 ○児童手当受給者変更の手続、児童手当受給者事由消滅届 (または額改定届)の提出 	
15日以内		

期限	届出・手続	窓口
1ヶ月以内	○原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車の廃車手続	税制課
	○自動車・125cc超のバイクの廃車手続	軽自動車検査協会・福山自動車検査登録事務所
	○犬の飼い主変更手続	生活衛生課（すこやかセンター）・動物愛護センター・支所
3ヶ月以内	○相続放棄・限定承認	家庭裁判所
	○固定資産の現所有者申告書の提出	資産税課
4ヶ月以内	○所得税の準確定申告	税務署
6ヶ月以内	○火葬で「府中・新市斎場やすらぎ苑」を使用した人の補助金申請	市民生活課・支所
10ヶ月以内	○遺産分割協議	親族
	○相続税の延納・物納の申請	税務署
	○相続税の申告	
	○印鑑登録証の返却	市民課・支所
	○受給者証（障がい福祉サービス受給者証、地域生活支援事業受給者証、通所受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証、肢体不自由児通所医療受給者証）の返却	障がい福祉課・支所
	○運転免許証の返却	免許センター・警察署
	○生命保険等死亡保険金の請求、入院給付費の請求等	加入生命保険会社・代理店
	○損害保険等の名義変更、解約等	
	○クレジットカードの解約	
	○固定電話・携帯電話の契約継承、解約	各契約会社
	○インターネットの契約継承、解約	
	○電気・ガスの契約継承、解約	
	○水道の契約継承、解約	上下水道局
	○ケーブルテレビの契約継承、解約	各契約会社
	○NHK受信料の契約継承、解約	NHK
	○相続登記	法務局

福山市で必要な手続についてはP.19から、窓口・問い合わせ先と合わせて掲載していますので、そちらをご確認ください。期限はあくまでも目安です。

死亡に伴う各種手続チェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

手続の流れ

チェックリスト

問い合わせ先一覧

各種案内

委任状

各種手続

区分	準備	手続	おくやみ 窓口での受付	該当事項	詳細 ページ
住民登録	-	-	—	マイナンバーカード、個人番号通知カード、住民基本台帳カードを持っていた	P.19
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	可	印鑑登録をしていた	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	可	世帯主だった	P.20
健康保険	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	可	国民健康保険に加入していた	P.21 ～ P.22
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	国民健康保険以外の健康保険に加入していた	P.22
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	可	後期高齢者医療制度に加入していた	P.23 ～ P.24
年金	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	国民年金加入中または60歳以上で年金受給前だった	P.25
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	年金を受給していた	P.26
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	厚生年金・共済年金に加入していた	P.27
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	亡くなられた人の配偶者が国民年金第3号被保険者だった	
税金	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	市税・固定資産税が課税されていた	P.28
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	固定資産を持っていた	P.29
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	税金の納付が済んでいない	P.30
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	軽自動車やバイクを所有していた	P.31
介護保険	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	可	65歳以上または介護認定を受けていた	P.32
福祉	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	可	身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳を持っていた	P.33
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	可	障がい福祉サービス等を利用していた	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	特別障がい者手当、障がい児福祉手当、経過的福祉手当を受給していた	P.34
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	特別児童扶養手当を受給していた	P.35
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	心身障がい者扶養共済制度の年金（扶養年金）を利用していた	P.36 ～ P.37
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院）受給者証を持っていた	P.37
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	可	重度障がい者医療費受給者証を持っていた	P.38
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	被爆者健康手帳を持っていた	

区分	準備	手続	おくやみ 窓口での受付	該当事項	詳細 ページ
福祉	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	特定医療費（指定難病）受給者証を持っていた	P.39
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	小児慢性特定疾病受給者証を持っていた	
子ども	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	可	児童手当を受給していた	P.40
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	児童扶養手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	可	子ども医療費受給者証を持っていた	P.41
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	ひとり親家庭等医療費受給者証を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	未熟児養育医療の給付を受けていた	P.42
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	子どもが小・中・義務教育学校へ通っている	
その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	し尿くみとり式のトイレを使用していた	P.43
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	火葬で「府中・新市斎場やすらぎ苑」を使用した	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	市有墓苑墓地の名義変更または新規申込み	P.44
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	農地を所有していた	P.45
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	農業者年金を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	浄化槽の管理者だった	P.46
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	山林を所有していた	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	上下水道を使用していた	P.47
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	市営住宅に住んでいた	P.48
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	建物（空き家となるもの）を所有していた	P.49
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	犬を飼育していた	P.50

少し落ち着いてから行う市役所外での手続チェックリスト

手続の流れ

チェックリスト

問い合わせ先一覧

各種案内

委任状

各種手続

<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	主な手続	問い合わせ先	
<input type="checkbox"/>	運転免許証	返却手続	広島県警察本部交通部 運転免許課 ☎ 082-228-0110 福山東警察署 ☎ 927-0110 福山西警察署 ☎ 933-0110 福山北警察署 ☎ 962-0110	
<input type="checkbox"/>	預貯金口座等	口座凍結解除の手続	各金融機関	
<input type="checkbox"/>	生命保険等	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求等	加入していた生命保険会社 または代理店	
<input type="checkbox"/>	損害保険等	名義変更、解約等	加入していた損害保険会社 または代理店	
<input type="checkbox"/>	国税	相続税の手続 所得税、消費税申告等	所轄の税務署 福山税務署 ☎ 922-1350 府中税務署 ☎ 0570-00-5901	
<input type="checkbox"/>	クレジットカード	解約	各契約会社	
<input type="checkbox"/>	固定電話、携帯電話	契約継承、解約		
<input type="checkbox"/>	インターネット			
<input type="checkbox"/>	電気、ガス			
<input type="checkbox"/>	ケーブルテレビ			
<input type="checkbox"/>	NHK 受信料	☎ 0120-15-1515		

※手続に必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社等に問い合わせてから、市役所に来庁されると手續が進めやすくなります。

問い合わせ先一覧

市外局番は084となります(新市町は0847)

手続の流れ

チェックリスト

問い合わせ先一覧

各種案内

委任状

各種手続

亡くなられた人の該当項目	本庁	松永支所	北部支所	東部支所	神辺支所	新市支所	沼隈支所
住民登録 マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた 印鑑登録をしていた 世帯主だった	市民課 ☎928-1058	松永市民サービス課(市民担当) ☎930-0401	北部市民サービス課(市民担当) ☎976-8801	東部市民サービス課(市民担当) ☎940-2570	神辺市民サービス課(市民担当) ☎962-5010	新市支所(市民担当) ☎(0847)52-5513	沼隈支所(市民担当) ☎980-7702
健康保険 国民健康保険に加入していた 国民健康保険以外の健康保険に加入していた 後期高齢者医療制度に加入していた	保険年金課(資格賦課担当) ☎928-1055(給付担当) ☎928-1054	保険年金課(市民担当) ☎930-0402	保険年金課(市民担当) ☎976-8802	保険年金課(市民担当) ☎940-2576	保険年金課(市民担当) ☎962-5011	新市支所(市民担当) ☎(0847)52-5514	沼隈支所(市民担当) ☎980-7703
国民年金 国民年金に加入中または60歳以上で年金受給前だった 年金を受給していた 亡くなられた人の配偶者(20歳~59歳)が国民年金第3号被保険者(※1)だった	保険年金課(年金担当) ☎928-1052	年金は亡くなられた人の状況により手続の場所が異なります。 まずは年金事務所に問い合わせてください。 福山年金事務所 ☎924-2181 ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165					
介護保険 65歳以上または介護認定を受けていた	介護保険課 ☎928-1180	松永保健福祉課(保健福祉担当) ☎930-0410	北部保健福祉課(保健福祉担当) ☎976-8803	東部保健福祉課(保健福祉担当) ☎940-2572	神辺保健福祉課(保健福祉担当) ☎962-5005	新市支所(保健福祉担当) ☎(0847)52-5515	沼隈支所(保健福祉担当) ☎980-7704
その他 犬を飼育していた 火葬で「府中・新市斎場やすらぎ苑」を使用した 市有墓苑墓地を利用する	市民生活課(厚生担当) ☎928-1069	松永市民サービス課(市民担当) ☎930-0401	北部市民サービス課(市民担当) ☎976-8801	東部市民サービス課(市民担当) ☎940-2570	神辺市民サービス課(市民担当) ☎962-5010	新市支所(市民担当) ☎(0847)52-5513	—
		松永市民サービス課(庶務担当) ☎930-0400	北部市民サービス課(庶務担当) ☎976-8800	東部市民サービス課(庶務担当) ☎940-2571	神辺市民サービス課(庶務担当) ☎962-5000	—	—
		廃棄物対策課 ☎928-1074	西部環境センター ☎930-0411	北部環境センター ☎976-8809	東部環境センター ☎940-2573	神辺市民サービス課(庶務担当) ☎(0847)52-5512	沼隈支所(庶務担当) ☎980-7700

(※1) 国民年金第3号被保険者とは厚生年金等の被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者のことです

住所一覧

福山市役所	東桜町3番5号(本庁)
すこやかセンター	三吉町南二丁目11番22号
松永支所	松永町三丁目1番29号(西部市民センター内)
北部支所	駅家町大字倉光37番地1(北部市民センター内)
東部支所	伊勢丘六丁目6番1号(東部市民センター内)
神辺支所	神辺町大字川北1151番地1(かんなべ市民交流センター内)
新市支所	新市町大字新市1061番地1
沼隈支所	沼隈町大字草深1889番地6

下記の支所・分室・分所でも手続ができます(一部出来ない手続もあります)		
鞆支所	鞆町鞆423番地1	☎982-2660
芦田支所	芦田町大字下有地7046番地2	☎958-2511
加茂支所	加茂町字芦原387番地12	☎972-3111
内海支所	内海町88番地60(うつみ市民交流センター内)	☎986-3111
水呑分室	水呑町1863番地1	☎956-1011
熊野分室	熊野町乙1097番地7	☎959-1236
内浦分所	内海町イ1780番地	☎986-3912
山野分所	山野町大字山野3785番地	☎974-2001

亡くなられた人の該当項目		本庁	松永支所	北部支所	東部支所	神辺支所	新市支所	沼隈支所
福祉	身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳を持っていた	障がい 福祉課 ☎928-1063 FAX 928-1730					新市支所 (保健福祉担当) ☎(0847)52-5515 FAX (0847)52-6916	沼隈支所 (保健福祉担当) ☎980-7704 FAX 987-2382
	障がい福祉サービス等を利用していた	障がい 福祉課 ☎928-1208 FAX 928-1730						
	特別障がい者手当、障がい児福祉手当、経過的福祉手当を受給していた	障がい 福祉課 ☎928-1063 FAX 928-1730						
	特別児童扶養手当を受給していた	障がい 福祉課 ☎928-1063 FAX 928-1730						
	心身障がい者扶養共済制度の年金を利用していた	障がい 福祉課 ☎928-1063 FAX 928-1730						
	自立支援医療(育成医療・更生医療・精神通院)受給者証を持っていた	障がい 福祉課 ☎928-1045						
	重度障がい者医療費の受給者証を持っていた	障がい 福祉課 ☎928-1127 (すこやかセンター)						
	被爆者健康手帳を持っていた	障がい 福祉課 ☎928-1045						
	特定医療費(指定難病)受給者証を持っていた	障がい 福祉課 ☎928-1127 (すこやかセンター)						
子ども	児童手当を受給していた	児童手当課 ☎928-1070					新市支所 (保健福祉担当) ☎(0847)52-5515 FAX (0847)52-6916	沼隈支所 (市民担当) ☎980-7702
	児童扶養手当を受給していた	児童手当課 ☎928-1070						
	子ども医療費受給者証を持っていた	児童手当課 ☎928-1070						
	ひとり親家庭等医療費受給者証を持っていた	児童手当課 ☎928-1070						
	未熟児療育医療の給付を受けていた	児童手当課 ☎928-1070						
	子どもが小・中・義務教育学校へ通っている	学事課 ☎928-1169	松永市民 サービス課 (市民担当) ☎930-0402	北部市民 サービス課 (市民担当) ☎976-8802	東部市民 サービス課 (市民担当) ☎940-2576	神辺市民 サービス課 (市民担当) ☎962-5011	新市支所 (市民担当) ☎(0847)52-5513	沼隈支所 (市民担当) ☎980-7702

市役所、支所等の案内図

手続の流れ

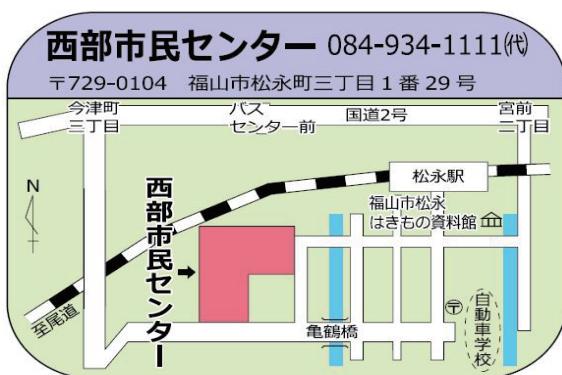
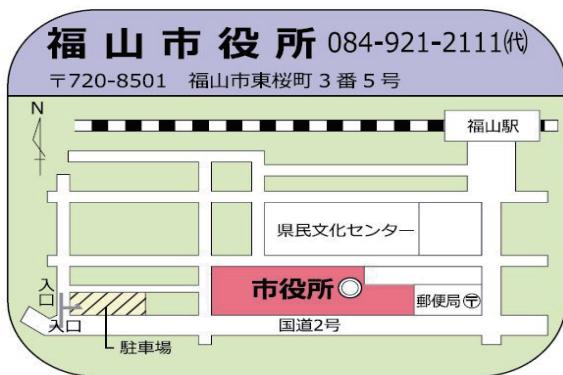
チェックリスト

問い合わせ先一覧

各種案内

委任状

各種手続





おくやみワンストップ窓口

福山市役所本庁舎では、亡くなられた人に関する市役所での必要な手続をまとめて行える「おくやみワンストップ窓口」を設置しています。

従来どおり本庁舎、各支所の担当窓口でも手続できます。

なお、支所には「おくやみワンストップ窓口」は設置していません。

【手続の流れ】

STEP 1 LINE または電話での予約

利用を希望される 3 開庁日前までに、いずれかの方法で予約してください。

◆ LINE 予約

- ① LINE 福山市公式アカウント友だち追加



友だち追加

- ② LINE のトークメニューから「予約」を選択



予約を選択

- ③ おくやみワンストップ窓口予約を選択し、トーク画面から、予約手続を進めてください。

◆電話予約

※受付は、平日（土日祝日、年末年始を除く）8時30分～17時15分です。

☎ 084-928-1139

予約にあたり、次の点について伺います。

- ・亡くなられた人の名前、生年月日、住所、死亡届を出した市区町村名、届出日
- ・窓口に来る人の名前、生年月日、住所、亡くなられた人ととの続柄、連絡先

予約をした後に記入していただき、当日この冊子を持参してください。

●予約番号：() 番

●予約日時：____月____日（__曜日）午前・午後____時から

STEP 2 持ち物

おくやみワンストップ窓口来庁時の持ち物チェックリスト

◆窓口に来る人のもの

- 本人確認書類

顔写真付きのもの

例) マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等

このうち

1点



顔写真のないもの

例) 健康保険証、年金証書、年金手帳、介護保険証等

このうち

2点



- 印鑑（認印可。朱肉を使う印のみ。シャチハタ等は不可）
 葬祭執行者名義の振込口座が分かるもの（通帳等）

◆亡くなられた人のもの

- 後期高齢者医療被保険者証 または 国民健康保険被保険者証
 葬祭費請求に必要な書類（いずれか1点）
 ①会葬礼状 ②埋火葬許可証 ③葬祭領収書等
 介護保険被保険者証
 その他市役所から交付されていた受給者証等

STEP 3 予約当日

予約された時刻に福山市役所本庁舎1階（市民課）へ来庁してください。

注意事項

- 福山市に住民登録をしていた人が対象です。
- 関係課と個人情報を共有するので、同意を得られない場合は、おくやみワンストップ窓口の利用ができません。
- 内容によっては、関係窓口を案内することがあります。

書かない窓口システム

福山市では、ご遺族が相続や年金手続の際に必要な、各種証明書の申請書作成をお手伝いする「書かない窓口システム」を導入しています。

専用 Web サイトにて事前に準備する方法と、窓口でマイナンバーカード・運転免許証を利用して申請書を作成する方法があります。



書かない 福山 検索

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/shimin/286754.html>

「書かない窓口システム」について、詳しくは HP をご覧ください。

【対象業務】

- ◆住民票・印鑑・戸籍等証明書交付申請
- ◆印鑑登録関係申請
- ◆諸証明書等申請
- ◆各税証明申請

「書かない窓口システム」を利用できる窓口

本庁・松永支所・北部支所・東部支所・神辺支所

委任状について

証明書取得や住民異動届の際には、委任状が必要な場合があります。P.16 の「委任状」を利用して下さい。市 HP にも掲載しています。

※この委任状は、戸籍・住民票等の証明書取得や住民異動届の際に利用する様式です。その他の事由で利用する場合は、提出先に問い合わせて下さい。

【委任状が必要な人】

- ・住民票の場合 別世帯の人
- ・戸籍謄抄本の場合 戸籍に記載されている人やその配偶者、直系の親族以外の人

【申請書ダウンロードページ】



<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/shimin/239.html>

委任状

福山市長様

年月日

本人住所 _____

(委任者)

名前 _____ 印

(自署は押印不要)

生年月日 _____ 年月日

代理人住所 _____

(受任者)

名前 _____

生年月日 _____ 年月日

次の証明書の交付申請及び受領を委任します。

必要な人の名前	<input type="checkbox"/> 本人(委任者)と同じ <input type="checkbox"/> 本人以外()	<input type="checkbox"/> 世帯全員
必要な証明書	<input type="checkbox"/> 住民票通 <input type="checkbox"/> 戸籍の附票通 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 戸籍通 <input type="checkbox"/> 身分証明書通通
使用目的	のために へ提出	

次の住民異動届を委任します。

<input type="checkbox"/> 転入届	<input type="checkbox"/> 転居届	<input type="checkbox"/> 転出届	<input type="checkbox"/> ()
------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------

(注) ○委任する本人がすべて自分でご記入ください。

○委任状は、原則お返しできません。

○戸籍の証明書は、本籍と筆頭者を確認してご来庁ください。

記載例

委任状

福山市長様

2024年4月1日

本人住所 福山市東桜町3番5号

(委任者)

名前 福山 太郎 印

(自署は押印不要)

生年月日 1962年7月1日

代理人住所 福山市東桜町3番5号

(受任者)

名前 福山 花子

生年月日 1964年4月5日

次の証明書の交付申請及び受領を委任します。

必要な人の名前	<input checked="" type="checkbox"/> 本人(委任者)と同じ <input type="checkbox"/> 本人以外()	<input type="checkbox"/> 世帯全員
必要な証明書	<input type="checkbox"/> 住民票 通 <input type="checkbox"/> 戸籍の附票 通 <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 戸籍 1 通 <input type="checkbox"/> 身分証明書 通
使用目的	相続のために銀行へ提出	

次の住民異動届を委任します。

転入届 転居届 転出届 (世帯主変更届)

(注) ○委任する本人がすべて自分でご記入ください。

○委任状は、原則お返しできません。

○戸籍の証明書は、本籍と筆頭者を確認してご来庁ください。

1. 住民登録に関する手続

マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

手続 法令上の返納義務はありません

手續詳細	期限
亡くなられた人のマイナンバーカード、個人番号通知カード、住民基本台帳カードは返却の必要はありません。 ※他の手続でマイナンバーが必要になることがあるため、マイナンバーカード、個人番号通知カードは手続が終わるまでの間保管してください。	なし
	手続可能な人
必要なもの	問い合わせ先 (P.9)
なし	市民課 各支所

印鑑登録をしていた

手続 印鑑登録証の返却

手続詳細	期限
亡くなられた人の印鑑登録証（カードまたは手帳）をお返しください。	なし
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先 (P.9)
<input type="checkbox"/> 亡くなられた人の印鑑登録証	市民課 各支所

世帯主だった

手続 世帯主変更届

手續詳細	期 限
3人以上の世帯の世帯主が亡くなられたときは、世帯主変更届が必要です。 なお、国民健康保険加入者がいる場合、2人世帯でも被保険者証の内容変更等の手續が必要です。	亡くなられた日から14日以内
必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証 (同じ世帯の人全員分) <input type="checkbox"/> 手続を行う人の本人確認書類	亡くなられた世帯主と同一世帯の人 (代理人が届出される場合は、委任状が必要です。)

MEMO

2. 健康保険に関する手続

国民健康保険に加入していた

手続 ① 被保険者証等の返却

手續詳細	期 限
亡くなられた人の被保険者証等をお返しください。	速やかに
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先 (P.9)
<input type="checkbox"/> 亡くなられた人の国民健康保険被保険者証等 ・国民健康保険被保険者証 ・国民健康保険被保険者資格証明書 ・国民健康保険特定疾病療養受療証 ・国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証 ・国民健康保険限度額適用認定証	保険年金課 各支所
<input type="checkbox"/> 世帯主と届出に該当する人のマイナンバー	
<input type="checkbox"/> 手続を行う人の本人確認書類	

手続 ② 葬祭費の申請

手續詳細	期 限
葬祭を行った人に葬祭費（3万円）が支給されます。 ※勤務先などの健康保険で被保険者本人であった人が、資格喪失後3か月以内に亡くなられた場合には、以前加入していた健康保険から埋葬料が支給される場合があります。埋葬料が支給される場合には、葬祭費は支給されません。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続可能な人
	葬祭執行者(代理人でも可)
必要なもの	問い合わせ先 (P.9)
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者の振込口座が分かるもの（通帳等）	保険年金課
<input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類（いずれか1点）	各支所
※葬祭日、亡くなられた被保険者の名前、葬祭執行者の名前が記載されているもの	
①会葬礼状	
②埋火葬許可証	
③葬祭領収書等	
<input type="checkbox"/> 手続を行う人の本人確認書類	

手続③ 相続人による異送付先届の提出

手続詳細	期限
世帯主が亡くなられた場合、後日、市から相続人に保険税に関する通知等を送付するため、送付先の変更が必要です。 ※郵送での手続も可能です。希望する人は届出用紙を郵送しますので連絡してください。	速やかに 手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先 (P.9)
□ 手続を行う人の本人確認書類	保険年金課 各支所

他の健康保険に加入していた

手続 国民健康保険の加入

手続詳細	期限
他の健康保険の被保険者が亡くなり、扶養家族であった人が市の国民健康保険へ加入する場合は、会社または健康保険組合等から発行された「健康保険資格喪失証明書」が必要です。	資格喪失日から14日以内 手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先 (P.9)
□ 健康保険資格喪失証明書 □ 世帯主と届出に該当する人のマイナンバー □ 手続を行う人の本人確認書類	保険年金課 各支所

2. 健康保険に関する手続

後期高齢者医療制度に加入していた

手続 ① 被保険者証等の返却

手続詳細	期 限
亡くなられた人の被保険者証等をお返しください。	速やかに
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先 (P.9)
<input type="checkbox"/> 亡くなられた人の後期高齢者医療被保険者証等 ・後期高齢者医療被保険者証 ・後期高齢者医療特定疾病療養受療証 ・後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 ・後期高齢者医療限度額適用認定証 <input type="checkbox"/> 手続を行う人の本人確認書類	保険年金課 各支所

手続 ② 葬祭費の申請

手続詳細	期 限
葬祭を行った人に葬祭費（3万円）が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続可能な人
	葬祭執行者(代理人でも可)
必要なもの	問い合わせ先 (P.9)
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者の振込口座が分かるもの（通帳等） <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類（いずれか1点）	保険年金課 各支所
※葬祭日、亡くなられた被保険者の名前、葬祭執行者の名前が記載されているもの ①会葬礼状 ②埋火葬許可証 ③葬祭領収書等 <input type="checkbox"/> 手続を行う人の本人確認書類	

手続③ 相続人による異送付先届の提出

手續詳細	期限
被保険者が亡くなられた場合、後日、市から相続人に保険料に関する通知等を送付するため、送付先の変更が必要です。 ※郵送での手續も可能です。希望する人は届出用紙を郵送しますので連絡してください。	速やかに 手続可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先 (P.9)
<input type="checkbox"/> 手続を行う人の本人確認書類	保険年金課 各支所

MEMO

3. 年金に関する手続

国民年金加入中または60歳以上で年金受給前だった

手続 年金事務所で確認

手続詳細	期 限
<p>遺族年金等を請求できる場合があります。亡くなられた人の基礎年金番号が分かるものを準備のうえ、お近くの年金事務所で必要な手續を確認してください。</p> <p>※年金の納付期間やご遺族の状況によって、受け取れる年金の有無が異なります。</p> <p>※遺族基礎年金のみを請求する場合は市役所の保険年金課で手續できます。ただし、亡くなれた日における被保険者区分が国民年金第1号被保険者以外の場合は、年金事務所または街角の年金相談センターになります。寡婦年金、死亡一時金の請求は、市役所で手續できます。</p>	速やかに
<p>必要なもの</p> <p>問い合わせ先に確認してください。</p>	<p>手続可能な人</p> <p>ご遺族</p> <p>問い合わせ先 (P.9)</p> <p>福山年金事務所 ☎ 924-2181</p> <p>街角の年金相談センター 福山（来訪専用） ☎ 926-7951</p> <p>電話受付時間 8:30 ~ 9:30 16:00 ~ 17:00</p> <p>ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165</p> <p>保険年金課 各支所</p>

MEMO

年金を受給していた

手続 年金事務所で確認

手續詳細	期 限
未支給年金、遺族年金を請求できる場合があります。亡くなられた人の基礎年金番号の分かるものを準備のうえ、年金事務所で必要な手続を確認してください。	速やかに
※受給していた年金が、遺族基礎年金、障害基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金のみの場合は、市役所で手続ができます。	手続可能な人 ご遺族
問い合わせ先に確認してください。	問い合わせ先 (P.9) 福山年金事務所 ☎ 924-2181 街角の年金相談センター 福山（来訪専用） ☎ 926-7951 電話受付時間 8:30～9:30 16:00～17:00 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 保険年金課 各支所

MEMO

手続の流れ

チェックリスト

問い合わせ一覧

各種案内

委任状

各種手続

3. 年金に関する手続

厚生年金・共済年金に加入していた

手続① 年金事務所で確認

手續詳細	期 限
亡くなられた人が加入していた年金やご遺族の状況によって必要な手続が異なります。亡くなられた人の基礎年金番号の分かるものを準備のうえ、年金事務所で必要な手続を確認してください。 ※共済組合等の加入期間がある人についても、年金事務所で手続できます。	速やかに
必要なもの	手続可能な人
問い合わせ先に確認してください。	ご遺族
	問い合わせ先 (P.9)
	福山年金事務所 ☎ 924-2181 街角の年金相談センター 福山（来訪専用） 電話受付時間 8:30～9:30 16:00～17:00 ☎ 926-7951 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 各共済組合

手続② 国民年金第1号被保険者への変更

手續詳細	期 限
亡くなられた人の配偶者（20歳～59歳）が国民年金第3号被保険者の場合は、国民年金第1号被保険者への変更手続が必要です。	速やかに
必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 手続を行う人の基礎年金番号またはマイナンバー <input type="checkbox"/> 手続を行う人の本人確認書類	亡くなれた人の配偶者 問い合わせ先 (P.9)
	福山年金事務所 ☎ 924-2181 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 保険年金課 各支所

4. 税金に関する手続

市税・固定資産税が課税されていた

手続 相続人代表者指定届の提出

手続詳細	期 限
市税の納税義務者が亡くなられた際、相続人を代表して市税に関する書類を受領する人を指定することができます。	郵送で相続人代表指定届が届いた人は約2週間以内
	手続可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑（認印可）	<p>【市税に関すること】 市民税課 ☎ 928-1020、☎ 928-1021、 ☎ 928-1265、☎ 928-1269</p> <p>【固定資産に関すること】 ☎ 928-1022</p>

MEMO

4. 税金に関する手続

固定資産を持っていた

手続① 固定資産の現所有者申告書の提出

手續詳細	期 限
<ul style="list-style-type: none"> 固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、納税義務者を現所有者（法定相続人等）に変更するための申告が必要です。 <p>電子申請も利用できます。 詳細はこちらからご覧ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地や建物の相続による所有権移転登記は、不動産の所有地を管轄する法務局に申請が必要です。 	<p>現所有者（法定相続人等）であることを知った日から3か月以内</p> <p>手続可能な人 法定相続人等</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>【法定相続人が相続される場合】 <input type="checkbox"/> 印鑑（認印可）</p> <p>【法定相続人以外が相続される場合】 <input type="checkbox"/> 公正証書遺言書の写し等</p>	<p>資産税課 ☎ 928-1022</p> <p>管轄の法務局 広島法務局福山支局 ☎ 923-0100</p>

手続② 未登記家屋の所有者届出書の提出

手続詳細	期 限
<ul style="list-style-type: none"> 未登記家屋をお持ちの人が亡くなられ、相続により所有者を変更する場合は、未登記家屋の所有者届出書の提出が必要です。 <p>詳細はこちらからご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 登記をしている建物の相続による所有権移転登記は、不動産の所有地を管轄する法務局に申請が必要です。 	<p>随時</p> <p>手続可能な人 法定相続人等</p>
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続関係説明図 <input type="checkbox"/> 遺産分割協議書 <p>※遺産分割協議を行わない場合、公的証明書（戸籍謄本等）が必要です。</p>	<p>資産税課 ☎ 928-1022</p> <p>管轄の法務局 広島法務局福山支局 ☎ 923-0100</p>

税金の納付が済んでいない

手続 市税の納付

手続詳細	期 限
亡くなられた人の市税の納付が済んでいない場合は、相続人が納付する必要があるので、既に届いている納付書を使用してください。 また、納期限を過ぎている場合は、納付書を再発行しますので、納税課まで連絡してください。	納税通知書に記載の納期限
必要なもの	問い合わせ先
なし	納税課 ☎ 928-1029

MEMO

4. 税金に関する手続

軽自動車やバイクを所有していた

手続① 原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車

手続詳細	期 限
車両の名義人が亡くなられた場合は、廃車や名義変更の手続が必要です。	廃 車…亡くなられた日から 30 日以内 名義変更…亡くなられた日から 15 日以内
手続可能な人	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続を行う人の本人確認書類	【手続について】 税制課 ☎ 928-1152 【課税の内容について】 市民税課 ☎ 928-1019

手続② 軽自動車・125cc超のバイク

手続詳細	期 限
車両の名義人が亡くなられた場合は、廃車や名義変更の手続が必要です。	廃 車…亡くなられた日から 30 日以内 名義変更…亡くなられた日から 15 日以内
手続可能な人	問い合わせ先に確認してください。
必要なもの	問い合わせ先
問い合わせ先に確認してください。	【軽自動車】 軽自動車検査協会 広島主管事務所福山支所 ☎ 050-3816-3081 【125cc 超のバイク】 広島運輸支局福山自動車検査 登録事務所 ☎ 050-5540-2069

5. 介護保険に関する手続

65歳以上または介護認定を受けていた

手続 ① 介護保険被保険者証等の返却

手続詳細	期 限
亡くなられた人の介護保険被保険者証や介護保険負担割合証等をお返しください。	速やかに
	手続可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先 (P.9)
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証等	介護保険課 各支所

手続 ② 相続人による異送付先届の提出

手続詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合、後日、市から相続人に保険料等に関する通知等を送付するため、送付先の変更が必要です。 ※郵送での手続も可能です。希望する人は届出用紙を郵送しますので連絡してください。	速やかに
	手続可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先 (P.9)
<input type="checkbox"/> 手続を行う人の本人確認書類	介護保険課 各支所

6. 福祉に関する手続

身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳を持っていた

手続 手帳の返却

手続詳細	期 限
亡くなられた人の手帳をお返しください。	速やかに
	手続可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先 (P.10)
亡くなられた人の手帳等 <input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳 <input type="checkbox"/> 精神障がい者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳	障がい福祉課 各支所

障がい福祉サービス等を利用していた

手続 受給者証の返却

手続詳細	期 限
亡くなられた人の受給者証をお返しください。	なし
	手続可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先 (P.10)
亡くなられた人の受給者証 <input type="checkbox"/> 障がい福祉サービス受給者証 <input type="checkbox"/> 地域生活支援事業受給者証 <input type="checkbox"/> 通所受給者証 <input type="checkbox"/> 地域相談支援受給者証 <input type="checkbox"/> 療養介護医療受給者証 <input type="checkbox"/> 肢体不自由児通所医療受給者証	障がい福祉課 各支所

特別障がい者手当、障がい児福祉手当、経過的福祉手当を受給していた

手続 資格喪失届の提出

手続詳細	期 限
亡くなられた月をもって受給資格が喪失となるので、手續が必要です。 また、未払い分の手当がある場合、請求の手續が必要です。	14日以内
手続可能な人	
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先 (P.10)
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座が分かるもの (通帳等)	障がい福祉課 各支所

MEMO

6. 福祉に関する手続

手続の流れ

チェックリスト

問い合わせ一覧

各種案内

委任状

各種手続

特別児童扶養手当を受給していた

【亡くなられた人が保護者の場合】

手続 未払特別児童扶養手当請求書・受給者死亡届の提出、特別児童扶養手当証書の返却

手続詳細	期 限
受給資格が喪失となるので、手続が必要です。 また、新たに児童を監護する人の認定請求もできます。	14日以内
	手続可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先 (P.10)
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 死亡診断書の写しまたは戸籍謄本(抄本) <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、対象児童の振込口座が分かるもの (通帳等)	障がい福祉課 各支所

【亡くなられた人が対象児童の場合】

手続 資格喪失届(額改定届)の提出、特別児童扶養手当証書の返却

手續詳細	期 限
受給資格が喪失(または減額)となるので手続が必要です。	速やかに
	手続可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先 (P.10)
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書	障がい福祉課 各支所

心身障がい者扶養共済制度の年金（扶養年金）を利用していた

【掛金を支払っていた人が亡くなられた場合】

手続① 死亡・障害届書、年金支給請求書の提出

手續詳細	期 限
年金給付請求の手続が必要です。	速やかに
必要なもの	問い合わせ先（P.10）
<input type="checkbox"/> 死亡診断書の写し <input type="checkbox"/> 住民票の除票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する人の住民票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する人の振込口座が分かるもの（通帳等）	障がい福祉課 各支所

MEMO

6. 福祉に関する手続

【年金の受給を予定していた人が亡くなられた場合】

手続② 死亡・障害届書、弔慰金給付請求書の提出

手續詳細	期 限
弔慰金請求の手續が必要です。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
□ 住民票の除票 □ 掛金を支払っていた人の住民票 □ 掛金を支払っていた人の振込口座が分かるもの(通帳等)	年金加入者または扶養年金管理者 問い合わせ先(P.10) 障がい福祉課各支所

【年金を受給していた人が亡くなられた場合】

手続③ 死亡・障害届書の提出

手續詳細	期 限
死亡・障害届書の提出が必要です。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
□ 住民票の除票	指定相続人 問い合わせ先(P.10) 障がい福祉課各支所

自立支援医療(育成医療・更生医療・精神通院)受給者証を持っていた

手続 受給者証の返却

手續詳細	期 限
亡くなられた人の受給者証をお返しください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
□ 自立支援医療受給者証 (育成医療・更生医療・精神通院)	指定相続人 問い合わせ先(P.10) 障がい福祉課各支所

重度障がい者医療費受給者証を持っていた

手続 受給者証の返却

手続詳細	期 限
亡くなられた人の受給者証をお返しください。 また、未請求分の医療費領収書がある場合、請求の手続が必要です。	速やかに
必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 重度障がい者医療費受給者証 <input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収書 <input type="checkbox"/> 未請求分がある場合は相続人の振込口座が分かるもの（通帳等） <input type="checkbox"/> 相続人の印鑑 <input type="checkbox"/> 受給者との続柄が分かる戸籍謄本(抄本)等	ご遺族 問い合わせ先（P.10） 障がい福祉課 各支所

被爆者健康手帳を持っていた

手続 葬祭料の支給申請

手続詳細	期 限
葬祭を行った人に葬祭料が支給されます。死亡原因が原子爆弾の傷害作用の影響によるものでない場合においても、相談してください。 被爆者健康手帳、手当証書を紛失していても手続できます。	5年以内
必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 被爆者健康手帳 <input type="checkbox"/> 手当証書（手当受給者のみ） <input type="checkbox"/> 死亡診断書又は死体検案書 <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類（いずれか1点） ※葬祭日、亡くなられた被保険者の名前、葬祭執行者の名前が記載されているもの ①会葬礼状 ②埋火葬許可証 ③葬祭領収書等 <input type="checkbox"/> 葬祭執行者の振込口座が分かるもの（通帳等） <input type="checkbox"/> 葬祭執行者の印鑑（認定被爆者のみ）	どなたでも可 問い合わせ先（P.10） 福祉総務課 各支所

6. 福祉に関する手続

特定医療費（指定難病）受給者証を持っていた

手続 特定医療費（指定難病）受給者証の返却

手続詳細	期 限
亡くなられた人の受給者証をお返しください。	速やかに
	手続可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先 (P.10)
<input type="checkbox"/> 特定医療費（指定難病）受給者証	保健予防課 (すこやかセンター4階) 各支所

小児慢性特定疾病受給者証を持っていた

手続 小児慢性特定疾病受給者証の返却

手続詳細	期 限
亡くなられた人の受給者証をお返しください。	速やかに
	手続可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先 (P.10)
<input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病受給者証	保健予防課 (すこやかセンター4階) 各支所

7. 子どもに関する手続

児童手当を受給していた

手続 受給者変更、児童手当受給事由消滅届（または額改定届）の提出

手續詳細	期 限
受給者が亡くなられた場合、未支払の児童手当及び受給者の変更の手続が必要です。 対象児童が亡くなられた場合も、手続が必要です。	亡くなられた日の翌日から15日以内
必要なもの	手続可能な人
<p>【受給者が亡くなられた場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 受給予定者の健康保険証</p> <p><input type="checkbox"/> 受給予定者の振込口座が分かるもの（通帳等）</p> <p><input type="checkbox"/> 手続を行う人の本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 対象児童名義の振込口座が分かるもの（通帳等）</p> <p>【対象児童が亡くなられた場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 受給者の本人確認書類</p>	<p>【受給者が亡くなられた場合】 対象児童を監護する人</p> <p>【対象児童が亡くなられた場合】 受給者</p> <p>問い合わせ先（P.10）</p> <p>ネウボラ推進課 各支所</p>

児童扶養手当を受給していた

手続 受給者の死亡届を提出

手續詳細	期 限
受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未支払の手当がある場合は、別途手続が必要です。	14日以内
必要なもの	問い合わせ先（P.10）
<p><input type="checkbox"/> 対象児童名義の振込口座が分かるもの（通帳等）</p> <p><input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書</p> <p><input type="checkbox"/> 手続を行う人の本人確認書類</p>	<p>ネウボラ推進課 各支所</p>

7. 子どもに関する手続

子ども医療費受給者証を持っていた

手続 資格喪失・保護者変更の手続、受給者証の返却

手續詳細	期 限
亡くなられた人の受給者証をお返しください。 保護者が亡くなられた場合、保護者変更の手続が必要です。	速やかに 手続可能な人 【対象児童が亡くなられた場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなられた場合】 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先 (P.10)
【対象児童が亡くなられた場合】 <input type="checkbox"/> 子ども医療費受給者証 <input type="checkbox"/> 手続を行う人の本人確認書類 【保護者が亡くなられた場合】 <input type="checkbox"/> 子ども医療費受給者証 <input type="checkbox"/> 手続を行う人の本人確認書類	ネウボラ推進課 各支所

ひとり親家庭等医療費受給者証を持っていた

手続 資格喪失の手続、受給者証の返却

手續詳細	期 限
亡くなられた人の受給者証をお返しください。	速やかに 手続可能な人 【対象児童が亡くなられた場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなられた場合】 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先 (P.10)
<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費受給者証 <input type="checkbox"/> 手続を行う人の本人確認書類	ネウボラ推進課 各支所

未熟児養育医療の給付を受けていた

手続 保護者（扶養義務者）の変更

手続詳細	期 限
保護者（扶養義務者）が亡くなられた場合、保護者（扶養義務者）の変更の手續が必要です。	速やかに
必要なもの	問い合わせ先（P.10）
□ 手続を行う人の本人確認書類	ネウボラ推進課 各支所

子どもが小・中・義務教育学校へ通っている

手続 保護者の変更

手続詳細	期 限
保護者が亡くなられた場合は、保護者の変更手續が必要です。	親権者が決まり次第
必要なもの	問い合わせ先（P.10）
なし	学事課 各支所

8. その他の手続

し尿くみとり式のトイレを使用していた

手続 人員変更、世帯主変更または廃止

手続詳細	期 限
くみとり異動届（人員変更、世帯主変更または廃止）が必要になる場合があります。	速やかに
	手続可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先（P.9）
なし	廃棄物対策課 各支所

火葬で「府中・新市斎場やすらぎ苑」を使用した

手続 補助金の申請

手続詳細	期 限
亡くなられた人の住所（死産児については母の住所）が福山市にある人が「府中・新市斎場やすらぎ苑」を使用した場合、使用料の補助を受けることができます。斎場使用後に申請してください。	使用日から6か月以内
	手続可能な人
	埋火葬許可（斎場使用許可）の申請者
必要なもの	問い合わせ先（P.9）
<input type="checkbox"/> 埋火葬許可証の写し <input type="checkbox"/> 領収書の写し <input type="checkbox"/> 振込口座が分かるもの（通帳等） <input type="checkbox"/> 印鑑	市民生活課 各支所

市有墓苑墓地

手続 使用者の名義変更または新規申込み

手續詳細	期 限
亡くなられた人が市有墓苑墓地の使用者だった場合、新たに管理する人へ名義変更する手続が必要です。 新たに市有墓苑墓地使用の申込みを希望する場合は、手続が必要です。 市有墓苑墓地には、常時募集しているものと年1回募集しているものがあります。 空き区画等、詳しくは問い合わせ先に確認してください。	なし
必要なもの	問い合わせ先 (P.9)
【名義変更】 <input type="checkbox"/> 前使用者の使用許可証 <input type="checkbox"/> 名義変更の原因を証明する書類（戸籍謄抄本等） ※名義変更する人によって必要書類が異なるので、問い合わせ に確認してください。 【申込み】 問い合わせ先に確認してください。	市民生活課 各支所

MEMO

8. その他の手続

農地を所有していた

手続 相続の届出

手続詳細	期 限
農地の相続人が決定したら農業委員会へ届出が必要です。	相続登記完了後
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 農地相続が確認できる書類（登記完了証の写し等）	農業委員会 ☎ 928-1120

農業者年金を受給していた

手続 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続詳細	期 限
受給権者が亡くなられたとき、ご遺族は近くのJAへ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 農業者年金証書 <input type="checkbox"/> 受給権者と届出者の続柄が確認できる戸籍謄本	農業委員会 ☎ 928-1120

浄化槽の管理者だった

手続 管理者変更届または使用休止届の提出

手続詳細	期 限
浄化槽の管理者が亡くなられた場合は、管理者変更報告書または使用休止届が必要です。	速やかに
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 休止のための清掃の記録（使用休止届の場合のみ）	環境保全課 ☎ 928-1072

山林を所有していた

手続 森林の土地所有者届出

手続詳細	期 限
相続等により山林を取得した場合は、森林の土地所有者届出が必要です。 都道府県が作成する地域森林計画の対象となっている民有林が届出の対象です。	90日以内
	手続可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 山林取得が確認できる書類（登記事項証明書の写し等） <input type="checkbox"/> 位置図	農林水産課 ☎ 928-1033

8. その他の手続

上下水道を使用していた

手続 ① 名義変更または閉栓、世帯人数の変更

手続詳細	期 限
亡くなられた人が名義人の場合、名義変更または閉栓手続が必要です。また、井戸水を使用し、公共下水道に排水している世帯の人が亡くなられた場合、世帯人数の変更手続が必要です。 ※電話で手続できます。	速やかに 手続可能な人 ご遺族または同居者
必要なもの	問い合わせ先
なし	ふくやま上下水道料金センター ☎ 928-1514

手続 ② 下水道事業受益者負担金

手続詳細	期 限
下水道事業受益者負担金の納付途中、または徴収猶予中である土地を所有していた人が亡くなられた場合は、受益者を変更するための申告（下水道事業受益者異動申告書）が必要です。	速やかに 手続可能な人 ご遺族または同居者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑（本人署名の場合は印鑑不要）	お客さまサービス課 ☎ 928-1087

MEMO

市営住宅に住んでいた

手続 入居承継申請または住居の明渡し

手続詳細	期 限
どなたが亡くなられたかにより、手続が異なります。 (1) 入居名義人が亡くなられ、同居人がいる場合 名義を引き継ぐ手続（入居承継申請）※ (2) 入居名義人が亡くなられ、同居人がいない場合 住宅を明け渡す手續 (3) 入居名義人以外が亡くなられた場合 異動の手續 ※入居承継申請については、承継できない場合があります。 承継できない場合は、明渡しの手續が必要になります。	速やかに 手続可能な人 【(1) の場合】 同居人（新名義人） 【(2) の場合】 ご遺族 【(3) の場合】 入居名義人
必要なもの 問い合わせ先に確認してください。	問い合わせ先 住宅課 ☎ 928-1101

MEMO

手続の流れ

チェックリスト

問い合わせ一覧

各種案内

委任状

各種手続

8. その他の手続

建物(空き家となるもの)を所有していた

手続 空き家に関する相談

手続詳細	期 限
亡くなられたことにより住んでいた家が空き家になる場合は、空き家が老朽化して周辺の住民等の迷惑とならないよう、適正に管理する必要があります。 まずは相続手続を行い、その後の管理方法や賃貸、売却、解体等の活用方法について早めに検討してください。	速やかに 手続可能な人 空き家を相続された人
必要なもの	問い合わせ先
問い合わせ先に確認してください。	【活用、解体の補助制度に関する事】 住宅課 ☎ 928-1102 【売買や賃貸に関する事】 公益社団法人広島県宅地建物取引業協会 福山支部 ☎ 931-3977 【相続、成年後見人等権利関係の整理、紛争の解決に関する事】 広島弁護士会福山地区会 (法律相談センター福山) ☎ 973-5900 【相続登記や調査、確認に関する事】 広島司法書士会 福山総合相談センター ☎ 926-4654 広島県土地家屋調査士会 ☎ 082-567-8118 【草刈り、屋外の清掃に関する事】 公益社団法人福山市シルバーパートナーズ ☎ 953-5222 (本部) ☎ 963-9555 (北部事業所)

犬を飼育していた

手続 飼い主の変更手続

手續詳細	期 限
飼い主の変更手続をしてください。 なお、飼い犬にマイクロチップが装着され、環境省のマイクロチップ情報登録サイトに登録がある場合は、電子申請で、飼い主の変更の手続をしてください。	飼い主の変更から30日以内
必要なもの	問い合わせ先 (P.9)
<input type="checkbox"/> 犬の登録情報のわかるもの (犬の鑑札、注射済票、ハガキ、マイクロチップ番号等)	生活衛生課 (すこやかセンター5階) 動物愛護センター 各支所

MEMO

手続の流れ

チェックリスト

問い合わせ一覧

各種案内

委任状

各種手続

相続に関する手続チェックリスト

手続の流れ

チェックリスト

問い合わせ先一覧

各種案内

委任状

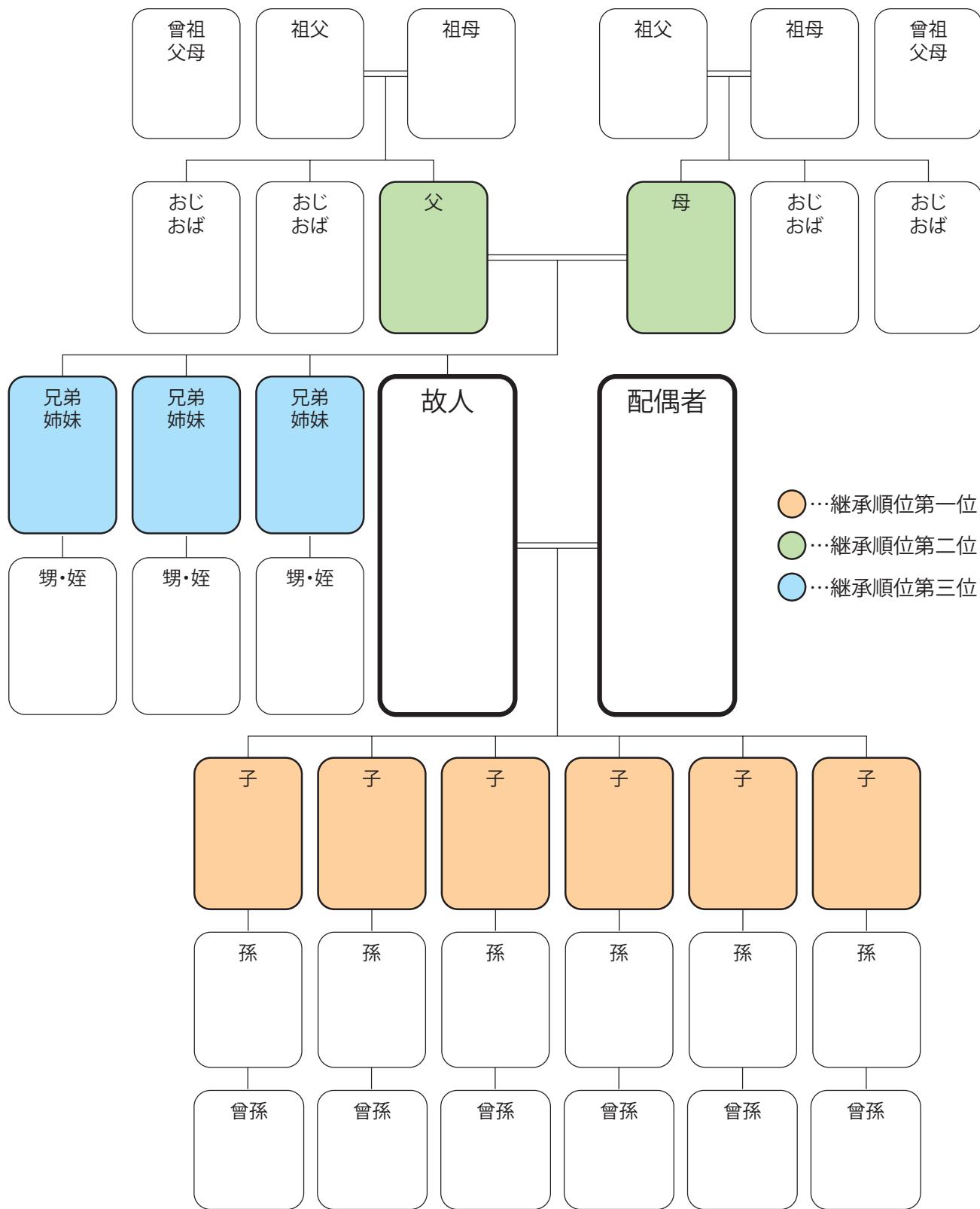
各種手続

項目	期日	備考
<input type="checkbox"/> 相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため故人の出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申請してください。
<input type="checkbox"/> 遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/> 遺言書の検認	速やかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/> 相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
<input type="checkbox"/> 遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/> 相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

項目	期日	備考
<input type="checkbox"/> 所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input type="checkbox"/> 相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ $3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$

MEMO

家系図（3親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続をはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続に利用されることで、相続手続に係る相続人・手続の担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

みなさ～ん、 不動産を相続したら、 登記ですよ！

令和6年4月1日、相続登記の申請義務化

- 相続又は遺贈によって不動産を取得した相続人は、相続したことを知った日から**3年以内**に相続登記の申請をしなければなりません。
- 令和6年4月1日より**前に発生した相続**も対象です。
- 正当な理由がないのに申請を怠った場合、10万円以下の**過料**の適用対象に。
- 相続登記申請は、**司法書士**に相談・依頼できます。
- **法務局ホームページ**の登記申請に関する情報もご覧ください。



詳しくはこちら

広島司法書士会ホームページ
<https://www.shiho-hiro.jp/>



相続登記に必要な書類は？

必要書類		取得先
被相続人 (亡くなつた方)の	出生から亡くなるまでの戸籍謄本	被相続人の本籍地の市区町村役場
	住民票の除票の写し	被相続人の最後の住所地の市区町村役場
相続人全員の	現在の戸籍謄本	各相続人の本籍地の市区町村役場
	住民票の写し(本籍地の記載があるもの)	各相続人の住所地の市区町村役場

- 遺産分割協議をした場合は、上記に加え、遺産分割協議書と相続人全員の印鑑証明書
- 遺言書がある場合は、上記に代えて、

- ・公正証書遺言書の場合はその正本又は謄本(公証役場)
- ・自筆証書遺言書を自分で保管していた場合は、遺言書と家庭裁判所の検認証明書
- ・自筆証書遺言書を法務局で保管していた場合は、法務局の遺言書情報証明書

※上記以外の書類が必要になることもあります。くわしくは法務局ホームページで▶



あなたの
相続手続を
応援します！

法定相続情報 証明制度

法定相続情報証明制度とは？

相続人が、法定相続人が誰であるのかを一覧にした「法定相続情報一覧図」を作成し、これに以下の必要書類を添付して法務局に提出すると、登記官が内容を確認して一覧図を保管し、以後5年間、認証文付きの写しを無料で必要なだけ交付する制度です。

必要書類		取得先
被相続人の 相続人 全員の 申出人の	出生から亡くなるまでの戸籍謄本	被相続人の本籍地の 市区町村役場
	住民票の除票の写し	被相続人の最後の住所地 の市区町村役場
相続人 全員の 申出人の	現在の戸籍謄本	各相続人の本籍地の 市区町村役場
	住民票の写し※	各相続人の住所地の 市区町村役場
申出人の	氏名・住所が確認できる公的書類 (運転免許証やマイナンバーカードなど)	

※法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載するかどうかは相続人の任意ですが、記載することにより、相続登記の申請において各相続人の住所を証する書面(住民票の写し)の提供が不要となります。

各種相続手続が簡単になります！

相続が発生すると、預貯金の払戻し、相続税の申告、各種名義変更、年金の請求など、様々な手続が必要となります。

これまでには、それぞれの手続に戸籍謄本などを提出する必要があり、何度も取得しなければなりませんでした。

法定相続情報一覧図の写しは、これらの各種手続で戸籍謄本などの代わりになるため、戸籍謄本などを取得するのが1回だけで済み、大変便利です！



詳しくはホームページをご覧ください。



この冊子は、広告主の協賛により作成されたものです。
広告主及び広告内容を福山市が推奨するものではありません。
広告内容に関しては直接広告主に問い合わせていただくか、
株式会社鎌倉新書に問い合わせてください。

発 行 福山市
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 2024年(令和6年)4月